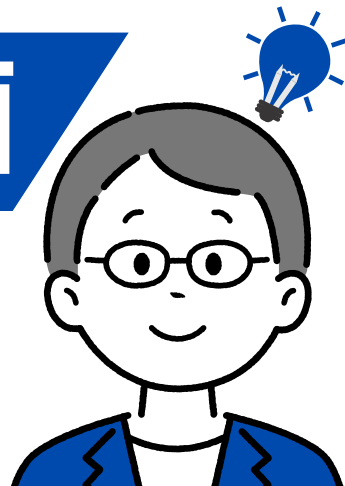


# 創業支援等事業計画

## 6つの認定特典



※下記の特典を受けるには、南アルプス市が発行する「特定創業支援を受けたことの証明書」が必要です

### 1 登録免許税の減免

○株式会社または合同会社の場合、資本金の0.7%→0.35%

※最低税額の場合

株式会社：15万円→7.5万円 / 合同会社：6万円→3万円

○合名会社または合資会社の場合、1件につき6万円→3万円

本市が交付する証明書をもって、他市町村で創業・設立する場合は、登録免許税の軽減を受けることができません

創業前：○ 創業後5年未満：○ その他条件：

### 2 創業関連保証の利用時特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証が、事業開始6か月前から利用可能

本市が交付する証明書をもって、他市町村で創業する場合は、創業関連保証の特例を受けることができます

創業前：○ 創業後5年未満：○ その他条件：

※創業しようとしている方、事業を営んでいない個人が対象です。別途審査があります。

### 3 新規開業・スタートアップ<sup>®</sup> 支援資金の特例



日本政策金融公庫の新規開業・スタートアップ<sup>®</sup> 支援資金の貸付利率の引き下げ対象として、同資金を利用可能

創業前：○ 創業後5年未満：○

その他条件：事業開始後税務申告を2期終えていない市内の事業者（別途審査あり）

### 4 小規模事業者持続化補助金＜創業型＞

補助上限：200万円

補助率：2/3

販路開拓等の取り組みを支援

創業前：○ 創業後1年未満：○ その他条件：

### 5 南アルプス市商工業事業資金利子補給に申請可能

市商工会経由の事業資金に係る借入金の1%を補填

・設備資金：上限20万円

・運転資金：上限10万円

※返済期間にかかわらず、利子補給は1回限り申請可能

創業前：○ 創業後5年未満：○ その他条件：

### 6 南アルプス市創業支援補助金



創業に要する経費の2/3以内を補助（最大50万円）

※申請期限があります（7月下旬ころまで）

※別途審査があります

創業前：○ 創業後5年未満：○ その他条件：

● 問合せ  
南アルプス市商工振興課  
☎ 282-2188



- ①→甲府地方税務局（055-252-7151）
- ②→市内の金融機関
- ③→日本政策金融公庫甲府支店（055-224-5361）
- ④→中小企業庁（03-6739-3890）
- ⑤→南アルプス市商工会（055-280-3730）
- ⑥→南アルプス市商工振興課（055-282-2188）

### Q.南アルプス市創業支援等事業計画って？

本市で新たに創業する事業者を対象に、南アルプス市商工会、市内経営革新等認定支援機関（市内金融機関等）、日本政策金融公庫、やまなし産業支援機構、山梨県信用保証協会、山梨県農業信用基金協会等の支援機関の協力を得ながら、創業希望者を創業段階から創業後まで、長期的に支援する（伴走型支援）ために市で策定し国に認定された計画です。

具体的には、南アルプス市商工会が実施する「ワンストップ相談窓口」の設置や、（公財）やまなし産業支援機構による「起業家養成セミナー」を実施し、支援を行います。

### Q.認定を受けるためにはどうしたらいいの？

「ワンストップ相談窓口」、「起業家養成セミナー」のいずれかのセミナーを受講し、終了証の写しと申請書を市商工振興課までご提出ください。「特定創業支援を受けたことの証明書」を後日お渡しいたします。